

生活習慣病管理料Ⅰ・Ⅱに関する掲示

当院では患者さんの状態に応じて

- 28日以上長期処方を行うこと
 - リフィル処方箋を発行すること
- のいずれも対応可能です。

長期処方やリフィル処方箋の交付が交付可能かどうかは、病状に応じて担当医が判断いたします。ご希望の患者様は診療時に医師へ直接ご相談ください。

※ リフィル処方箋とは？

症状が安定している患者に対して、医師の処方により医師及び薬剤師の適切な連携の下で、一定期間内に最大3回利用できる処方箋のことです。

投薬量に限度がある医薬品及び貼付剤（一部を除く）リフィル処方箋の交付ができません。